

2007年1月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

自動車の臨時運行の許可事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2006年12月20日付けで諮問(第229号)された自動車の臨時運行の許可事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア この自動車臨時運行許可事務は、道路運送車両法(昭和25年法律第185号。以下「法」という。)第34条第2項及び同法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第20条の規定に基づき、本市において、藤沢市自動車臨時運行許可に関する規則(平成11年藤沢市規則第48号。以下「規則」という。)の規定に基づき当該自動車

(バス、大型乗用車、小型トラック、小型乗用車、大型オートバイ、軽トラック、軽乗用車などの検査対象車両)の臨時運行の許可を行っている。

この臨時運行の許可は、法第35条第1項の規定に基づき、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り行うことができる。

この臨時運行の許可を受けようとする者は、自動車臨時運行許可申請書を市長に提出するとともに、自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書、自動車検査証又は抹消登録証明書その他許可に係る自動車と運行しようとする自動車の同一性を確認することのできる書面を市長に提示しなければならない。

この申請に対して、市長が審査し適当であると認めたものに限り許可を行い、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸与する。

この臨時運行の許可を受けた者は、法第35条第6項の規定により有効期間が満了したときは、その日から5日以内に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を市長に返納しなければならないこととなっている。

イ(ア)本市の事務執行において、法第35条第6項の規定による臨時運行許可番号標の返納義務違反又は第98条の規定による臨時運行許可番号標の不正使用が思慮される場合は、臨時運行の許可を受けた者に対して、電話、文書、実地調査等により返納の依頼を行っている。これによっても返納されない場合、管轄する警察署に回収の協力を依頼し回収に努めている。この回収事務は、本市の事務執行の目的内であると考えられるが本申請により得た個人情報を、管轄する警察署に目的外に提供する積極的な法的根拠が見あたらないため、回収の確実性を高めるため管轄する警察署への協力の依頼は必要不可欠である。また、この回収事務を怠ると、臨時運行許可番号標の不正使用が繰り返され道路運送車両法の制度の維持を図ることが困難となる。

(イ)他方、刑事訴訟法第197条第2項の捜査関係事項照会として、自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報の照会がなされた場合については、従前は捜査機関が捜査に必要な情報として照会するものであり公共性が高い目的であること、情報を受け取った捜査機関にも守秘義務があること、国土交通省が管理する自動車登録ファイルに登録されている自動車の所有者等の情報は、捜査機関が捜査に必要な情報として提供を受けることができることとなっているが、自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報は市町村の自動車臨時運行許可申請書にしか存在せず犯罪捜査上の必要が生じた場合に他の代替手段が想定し難いことなどを踏まえて情報の提

供に応じてきた。しかし、この照会については、今後も検察官、検察事務官及び司法警察職員としての職務を行う者から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会により、自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報等の目的外提供の依頼がされ、迅速な対応を怠ると、臨時運行許可番号標の不正使用が繰り返され道路運送車両法の制度の維持が図れないこと、無保険車による公道走行に伴う事故が原因とされる被害者への救済が困難となる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)について、事務の見直しに伴い整理した結果、条例第12条の規定に基づく、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の諮問事項であると判断し、今回諮問することとなったものである。同条例の規定によれば、その都度個別の案件に対して、同審議会に諮問の手続きを経なくてはならないこととなっているが、限られた条件のもと同審議会の諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをさせていただきたく諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 申請者の住所、氏名及び電話番号 (イ) 臨時運行許可番号標番号

(ウ) 車名 (エ) 形状 (オ) 車台番号 (カ) 運行の目的 (キ) 運行の経路

(ク) 運行の期間 (ケ) 保険契約会社 (コ) 保険番号 (サ) 保険有効期間

イ 目的外提供の相手方

(ア) 上記2(1)イ(ア)の場合 警察署

(イ) 上記2(1)イ(イ)の場合 検察官、検察事務官及び司法警察職員

ウ 目的外提供の必要性

(ア) 本市が行う自動車臨時運行許可事務に係る臨時運行許可番号標の回収事務は、事務執行の目的内であると考えられるが本申請により得た個人情報を、管轄する警察署に目的外に提供する積極的な法的根拠が見あたらないため、回収の確実性を高めるため管轄する警察署への協力の依頼は必要不可欠である。また、この回収事務を怠ると、臨時運行許可番号標の不正使用が繰り返され道路運送車両法の制度の維持を図ることが困難となる。

(イ) この照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。また、この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の自動車臨時運行許可申請書としてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものであるため、別に判断基準(ガイドライン)を定めて対応するものである。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)についての目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本市の事務執行にとって必要であるもの及び捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ることを条件とし、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、この照会の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを、その都度捜査機関に確認できた場合に限ることを条件として、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

なお、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、検察員、検察事務官及び司法警察職員から自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報の照会があった場合に目的外提供することを広報ふじさわ2月10日号に別紙の内容で掲載し告知することで、当該通知を出さない扱いとしたい。

また、本市の事務執行のうえで、臨時運行許可番号標の回収協力の依頼に際して、管轄する警察署に目的外に提供する場合は、本人へ通知した後に提供する取扱いとするものである。

(4) 提出資料

ア 広報ふじさわ2月10日号原稿(案)

イ 本市が保有している自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人情報について、犯罪捜査のために捜査機関が刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン(案)

ウ 司法照会確認票(案)

エ 司法照会管理票(案)

オ 捜査関係事項照会書について(回答)(案)

カ 自動車臨時運行許可証及び許可番号標の回収に伴う協力について(依頼)(案)

キ 道路運送車両法、同法施行規則及び関係法令等(抜粋)

ク 個人情報取扱事務届出書

コ 関連新聞記事等

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 本市が行う自動車臨時運行許可事務に係る臨時運行許可番号標の回収事務は事務執行の目的の範囲内の事務であるが、本申請により得た個人情報を管轄する警察署に提供することは、事務の目的の範囲外の提供である。

しかし、回収の確実性を高めるため管轄する警察署への協力の依頼は必要不可欠である。また、この回収事務を怠ると、臨時運行許可番号標の不正使用が繰り返され、法の制度の維持を図ることが困難となる。

イ 一方、当該自動車臨時運行許可事務に係る捜査機関からの照会は、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであり、照会そのものの正当性及び公共性は認められる。また、この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の自動車臨時運行許可申請書としてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

そこで、別に判断基準（ガイドライン）を定め、その基準に基づいて対応するものである。

ウ 以上のことから判断すると、上記アについては目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案し、本市の事務執行にとって必要であるものであること、イについては捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ることを条件とし、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、ガイドラインに沿った運用をする旨を強く要望するものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

ア 個人情報を目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

したがって、実施機関では、本市の事務執行のうえで、臨時運行許可番号標の回収協力の依頼に際して、管轄する警察署に目的外に提供する場合は、本人へ通知した後に提供する取扱いとすることとしている。

イ 一方、実施機関では、捜査機関からの照会に回答する場合については、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを、その都度捜査機関に確認できた場合に限ることを条件として、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する取扱いとすることとしている。

また、実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、検察員、検察事務官及び司法警察職員から自動車臨時運行許可申請に係る申請者の個人

情報の照会があった場合に目的外提供することを広報ふじさわ2月10日号に掲載し告知することとしている。

ウ 以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて合理的理由があると認められる。

以 上